

栗山町水防計画修正（案）

栗 山 町 防 災 会 議

【 水防計画目次 】

第1章	総 則	1
第1節	目的	1
第2節	水防の責務	1
第2章	水防組織	3
第1節	町の組織	3
第2節	隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援	4
第3章	重要水防区域及び水防施設	5
第1節	重要水防区域の指定	5
第2節	水防施設	5
第4章	通信連絡	7
第1節	気象警報等の通信連絡	7
第2節	水防通信連絡	10
第3節	河川管理者の情報提供	10
第5章	水防活動	11
第1節	町の非常配備体制	11
第2節	監視及び警戒	13
第3節	警戒区域の設定	14
第4節	水防作業及び工法	14
第5節	避難及び立退き	14
第6節	決壊通報	15
第7節	水防信号	16
第8節	水防標識及び立入検査証	16
第6章	公用負担等	18
第1節	公用負担	18
第2節	公務災害補償	19
第7章	水防報告	20
第8章	水防訓練	21

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、本町の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防の責務

法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

第1 実施責任者

1 栗山町

法第3条の規定に基づき、町は、水防管理団体としてその区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 札幌開発建設部

- (1) 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防ぎよし、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。
- (2) 水防警報の発表、伝達に関すること。
- (3) 国の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

3 札幌管区气象台

水防活動用気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報及び洪水予報の発表に関すること。

4 北海道

(1) 空知総合振興局

ア 空知総合振興局は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。

イ 空知総合振興局長は、次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等に、受けた内容を通知すること。

(ア) 札幌管区气象台が、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第1項の規定に基づき、気象の状況により、洪水等のおそれがあると認め発表する通知

(イ) 法第10条第1項及び第2項の規定に基づく通知を受けた場合、北海道開発局長が札幌管区气象台長と共同して発表する洪水予報の通知

(ウ) 法第16条第2項の規定に基づく通知を受けた場合、指定した河川につき北海道開発局長又は北海道知事が発表する水防警報の通知

(2) 空知総合振興局札幌建設管理部

ア 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防ぎよし、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

イ 北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量水位を必要に応じ水防管理者（町長）（以下「水防管理者」という。）に通知すること。

5 居住者等

法第24条の規定に基づき、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第2章 水防組織

第1節 町の組織

第1 町の組織

町は、栗山町災害対策本部条例（昭和40年栗山町条例第9号）の定めるところに準じ、栗山町水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理する。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部（総務対策部）で水防事務を処理するものとする。

第2 栗山町水防協議会

法第33条の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議は、栗山町水防協議会が行うものとする。

なお、委員の構成は、栗山町防災会議の組織に準ずる。

第3 水防本部の組織及び所掌事務

水防本部の組織及び所掌事務は、別表第1のとおりとする。

第4 水防の組織

水防の組織は、別表第2のとおりとする。

第5 水防団の水防分担区域

消防団の水防分担区域は次のとおりとする。ただし、団長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域へ出動するものとする。

構成	責任者	人員	連絡先	担当河川名
本 団	団長、副団長	3 人	0123-72-0150	
第1分団	第1分団長	40人	0123-72-0150	夕張川（下流）雨煙別川、ハサンベツ川、富士川、鳩山川、湯地川、角田幹線排水路（下流）
第2分団	第2分団長	34人	0123-72-0526	夕張川（中流）、ポンウエンベツ川、中の沢川、長谷川の沢川、昭和川、杵臼川、トキト川、赤人川、納口川、旧阿野呂川、角田幹線排水路（上流）
第3分団	第3分団長	46人	0123-75-2014	夕張川（上流）、阿野呂川、ポンアノロ川、尻無川、伊藤の沢川、今川の沢川、流れの沢川、タラツ川、築別川、イタイベツ川、砂金川、草木川

第2節 隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援

第1 隣接市町水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、次の隣接市町水防管理団体に対し、協力応援を求めるものとする。

市町名 (水防管理団体)	市役所・町役場		消防本部
	市外局番	番号	
夕張市	0123	52-3170	53-4121
北広島市	011	372-3311	372-2321
長沼町	0123	88-2111	南空知消防組合 (栗山町所在) 72-1835
南幌町	011	378-2121	
由仁町	0123	83-2111	
岩見沢市	0126	23-4111	22-4300

栗山町
役場 72-1111
消防署 72-0150

第2 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、栗山町地域防災計画第5章第6節「災害警備計画」の定めるところによるもののほか、水防管理者又は消防長が協力応援を求めるときの、法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警察通信施設の使用 法第27条第2項
- (2) 警戒区域の監視 法第21条第2項
- (3) 警察官の出動 法第22条
- (4) 避難、立退きの場合における措置 法第29条

第3 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、栗山町地域防災計画第5章第26節「自衛隊派遣要請計画」に基づき、知事（空知総合振興局長）に対して派遣要請を要求するものとする。

第4 北海道開発局長（河川管理者）への派遣要請

水防管理者は、洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合に、河川管理者との水防活動に関する災害情報の共有を行うため、必要に応じて職員の派遣（エリゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を要請するものとする。

第3章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域の指定

第1 重要水防区域の指定

本町の区域内の河川等で水防上特に重要な警戒防ぎよ区域は、別表第3のとおりとする。

第2 重要水防箇所の合同点検

水防管理者等は、重要水防区域を中心として、随時、区域内の河川等の巡視を行うとともに、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防区域の実態を把握しておくものとする。

第2節 水防施設

第1 雨量・水位観測所

本町の区域内及び隣接して設置された雨量、水位観測所は、次のとおりである。

観測所名	河川名	位置	消防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
円山	夕張川	字円山	53.50m	54.10m	54.70m	55.20m

第2 水防資機材の備蓄と調達

水防作業の実施に伴う水防資機材の保有状況は、別表第4のとおりである。なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。

また、備蓄資器材が不足するような緊急事態に際しては、河川管理者へ応急復旧資器材または備蓄資機材の貸与を要請することができる。

第3 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。堆積場所は、次のとおりとする。

堆積場所	住 所
栗山町重機車庫裏	栗山町字旭台23-90

第4 水門の操作

水門の管理者（以下「施設管理者」という。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行うものとする。なお、施設管理者は、あらかじめ水門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにするものとする。

操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

- (1) 目的
- (2) 門扉の維持管理

- (3) 門扉の閉鎖取扱者
- (4) 門扉の閉鎖時期
- (5) 閉鎖の通報
- (6) 閉鎖作業
- (7) 門扉の開く時期
- (8) 開放作業
- (9) 作業完了の報告
- (10) その他

第5 水門の設置場所

本町の区域内に設置された水門等の内水排除施設は、別表第5のとおりである。

第4章 通 信 連 絡

第1節 気象警報等の通信連絡

第1 水防活動用気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台及び北海道開発局又は北海道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動用気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報

区 分	種 類	発表機関	適 用
気象予警報 （ 水防法 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項 ）	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 （ 水防法 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項 ）	はん濫発生情報 はん濫危険情報 はん濫警戒情報 はん濫注意情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 （ 水防法 法第16条 ）	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

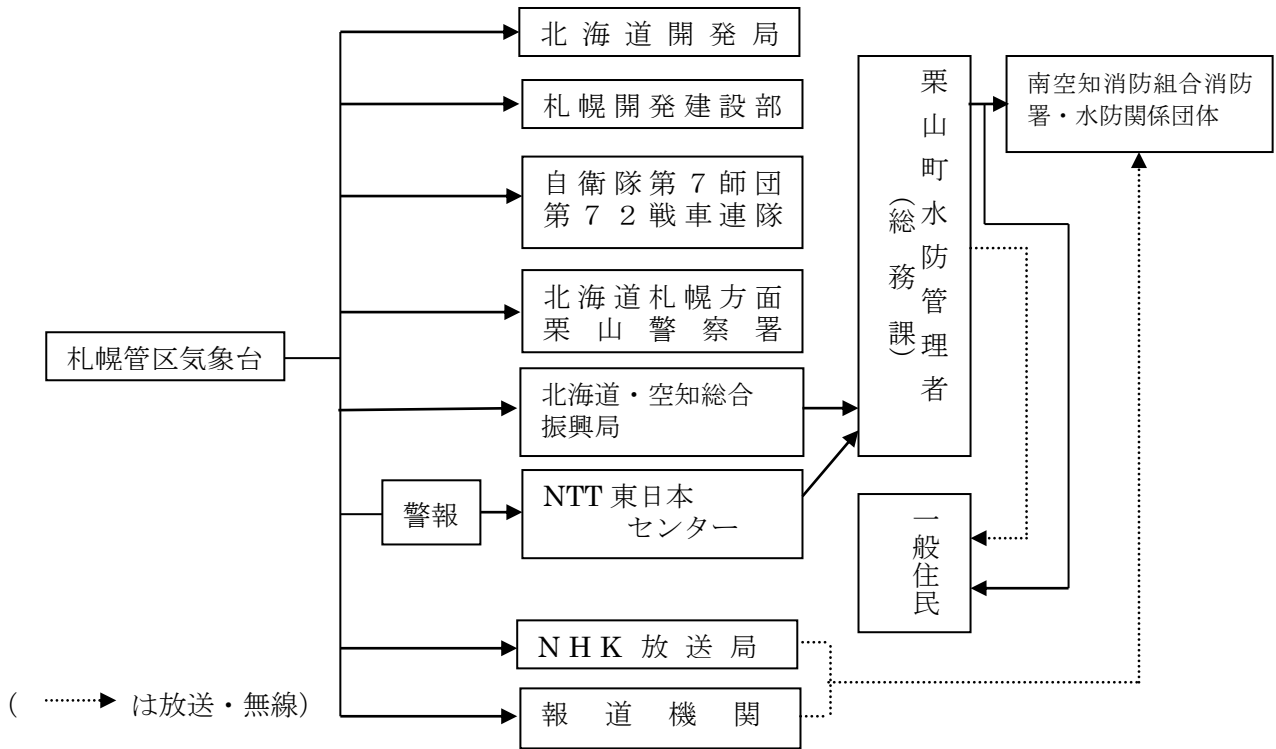
(注) 水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表されるものである。従って、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されたことになる。

第2 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防管理者は、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

(1) 水防活動用気象注意報・気象警報

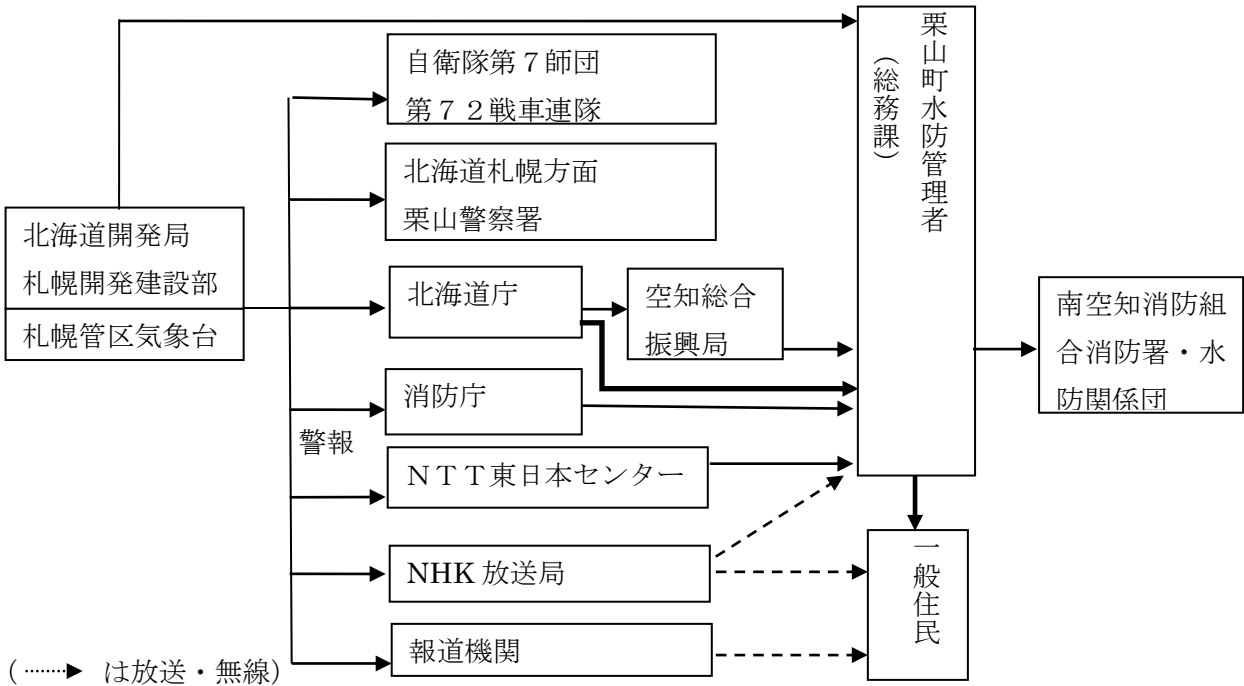
(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)



(2) 洪水予報 (指定河川)

北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合

(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)

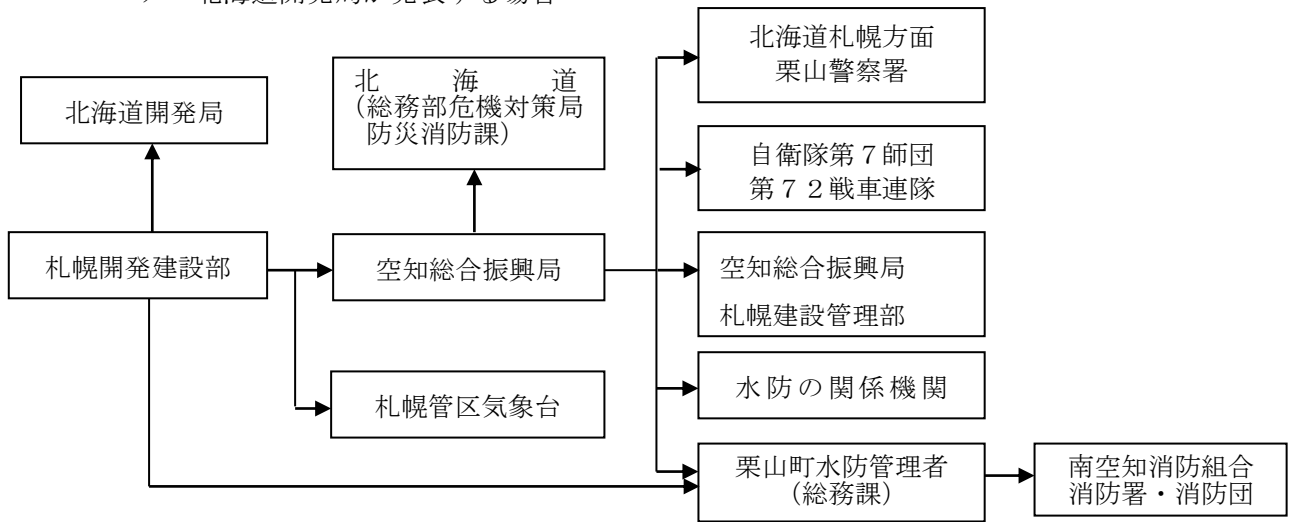


太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

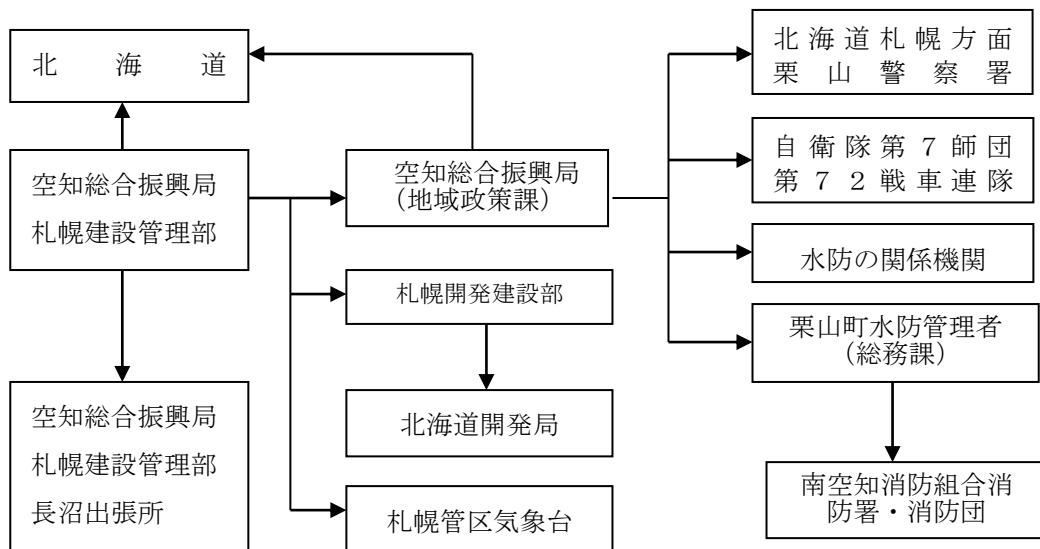
- ※はん濫注意情報… 水位上昇により、災害の発生するおそれがあるときに発表されるもの。
- ※はん濫警戒情報… 水位上昇により、溢水・はん濫等により国民経済上重要な損害が生じるおそれがあるときに発表されるもの。
- ※はん濫危険情報… はん濫注意情報及び警報の補足説明並びに軽微な修正を必要とするとき発表されるもの。
- ※水防警報河川（栗山町関係）… 夕張川

(3) 水防警報（法第16条第1項）

ア 北海道開発局が発表する場合



イ 北海道が発表する場合



- ※水防警報… 北海道開発局又は知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警戒して発表する。
- ※水防警報河川（栗山町関係）… 夕張川

第2節 水防通信連絡

第1 町の通信連絡

町の通信連絡は、一般加入回線のほか、総合行政情報ネットワーク等の回線を用いて行うものとする。

第2 通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、別表第6によるものとする。

第3節 河川管理者の情報提供

第1 情報提供

河川管理者は、必要に応じ河川に関する情報（夕張川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）を水防管理団体に提供する。

第5章 水防活動

第1節 町の非常配備体制

第1 町の非常配備体制

町は、法第10条並びに法第11条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、直ちに栗山町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 町の非常配備基準

町の非常配備体制は、栗山町地域防災計画に定める警戒・非常配備体制基準に準ずるものとする。

(栗山町地域防災計画から抜粋)

区分	体制	配備基準	配備要員
連絡会議の設置前	第1警戒配備	1 気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき。	関係各課の所要の職員をもってあたる。
連絡会議の設置後	第2警戒配備	1 災害対策連絡会議設置基準による。	副町長、教育長、総務課長、住民福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長及び町長が必要と認める職員
災害対策本部の設置後	非常配備	1 災害対策本部設置基準による。	災害対策本部全員

注 被害の状況等により、上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

(2) 消防団及び消防機関の非常配備基準

種別	配 備 の 時 期	配 備 内 容
待機	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2 夕張川はん濫注意情報が発令され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報又は洪水警報の発令により、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 知事から待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 状況に応じ直ちに出勤できるような非番の職員に対し自宅待機を指示すること。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況程度によって一部の職員又は団員を招集し、隊の増強を行うこと。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 夕張川はん濫警戒情報及び水防警報河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報の発令により、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 知事から出勤準備の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 非番消防職員の半数及び団員の半数を招集し、隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に務めること。 3 出動車両の点検整備及び救命ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備機材の整備及び準備を行うこと。 5 出動の場合の順路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
出勤	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川に水防警報（出勤）が発令されたとき。 2 夕張川はん濫警戒情報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水（水があふれる）、決壊等のおそれがあるとき。 4 知事から出勤の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員及び団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

第2 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、空知総合振興局長に報告するものとする。

第3 水防従事者の安全確保

町は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保が図られるよう、平時からの意識啓発や発災時の迅速な情報提供などに努めるものとする。

第2節 監視及び警戒

第1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定めて担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

地区巡視責任者は、次のとおりとする。

地区	担当河川等	巡視担当課	巡視責任者	巡視員数
市街地北部地区	夕張川(下流)、雨煙別川、中の沢川、昭和川、角田幹線排水路	建設水道課	建設水道課長	3人
中部地区	夕張川(中流)、ポンウエンベツ川、杵臼川、	建設水道課	建設水道課長	3人
南部地区	夕張川(上流)、阿野呂川、ポンアノロ川、流れの沢川、築別川、イタイベツ川	建設水道課	建設水道課長	3人

第2 非常配備及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

なお、監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅地側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- (3) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) 溜池等については(1)から(6)までのほか、次の事項について注意するものとする。
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水及び浮遊物の状況
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況

- オ 重ね池の場合の上部溜池の状況
- カ 水門の漏水による亀裂及びびがけ崩れ

第3節 警戒区域の設定

第1 警戒区域の設定

法第21条に基づき、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

第2 警察官の警戒区域の設定

警察官は、前項に定める場所において、消防団長、消防団及び消防機関に属する者がいないとき、若しくはこの者から要求があったときは、消防機関に属する職権を行うことができるものとする。
(法第21条第2項)

第3 警戒区域設定の報告

消防団長、消防団及び消防機関に属する者及び警察官は、警戒区域を設定したときは、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業及び工法

第1 水防作業

水防工法を必要とする異状事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

第2 水防工法

水防区域における水防工法の種類は、別表第7のとおりとする。

第5節 避難及び立退き

第1 避難及び立退きの指示

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、栗山町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、速やかに知事（空知総合振興局長）及び警察署長に通知するものとする。解除の公示をした場合も同様とする。

第2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者

に通知するものとする。

第3 避難及び立退きの指示の報告

水防管理者は、第5節第1及び第2による避難及び立退きの指示をした場合には、速やかに知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

第4 避難場所の指定及び避難者等の輸送

避難場所の指定及び避難者等の輸送は、栗山町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」及び第8節「輸送計画」に定めるところによるものとする。

第6節 決壊通報

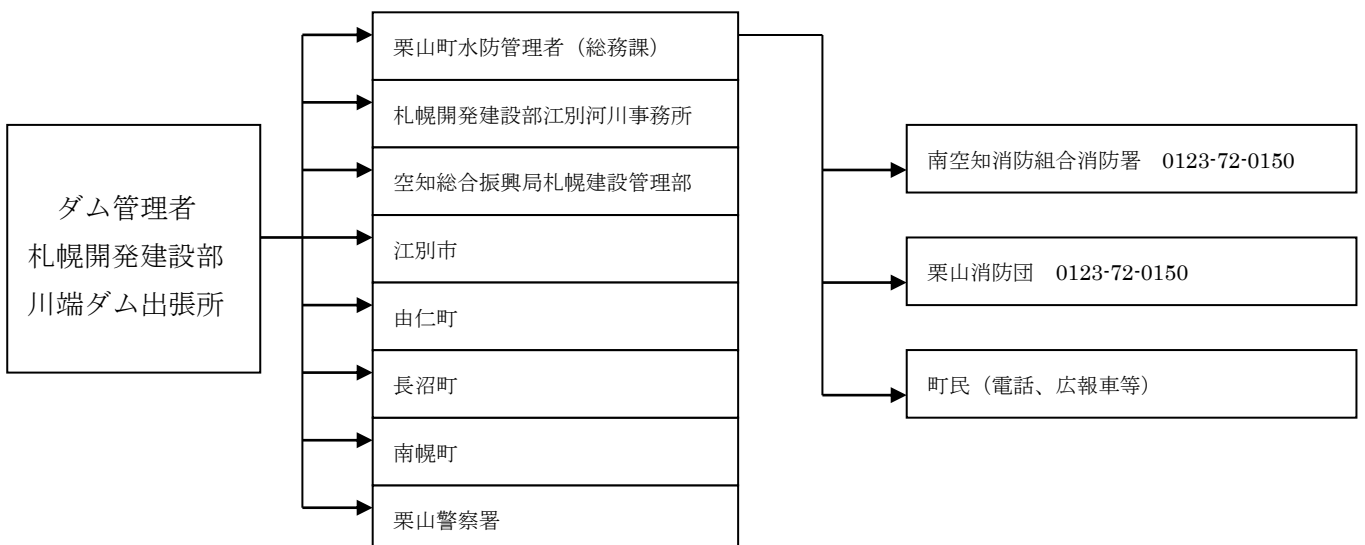
第1 決壊通報

堤防等が決壊したときは、水防管理者又は消防署長は、直ちに次により通報するものとする。

1 堤防等の決壊通報系統図



2 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図



第7節 水防信号

第1 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	はん濫注意水位に達したとき及び气象台から気象の通報を受けたとき発する信号
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体及び消防機関に属するもの全員出動信号
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体区域内に居住する者の出動信号
第4信号	乱 打	1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる信号

備考1 信号は、適宜の時間継続すること。

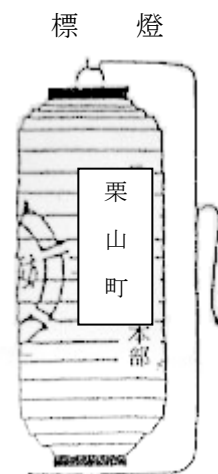
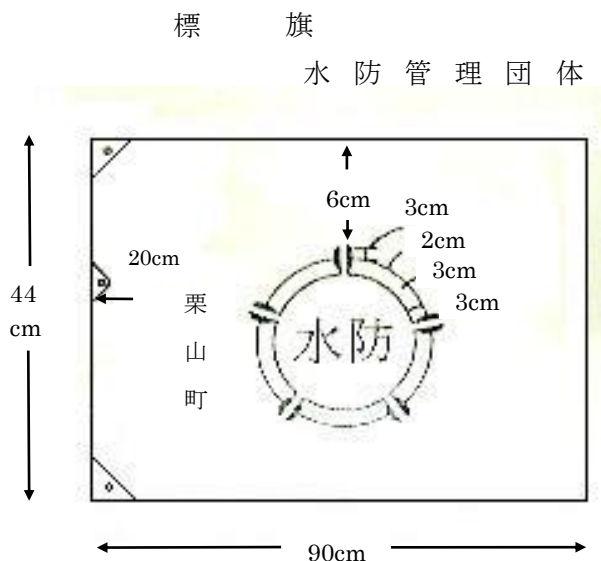
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第8節 水防標識及び立入検査証

第1 水防標識

法第18条の規定により知事の定めた水防のために出動する車両、舟艇等の標識は、次のとおりである。



(注) 水防の字は赤で書くこと。
外枠は黒、地は白のこと。

第2 資料収集のための職員等の身分証明書

法第49条第1項に定める業務を行うための職員、消防団長、消防団及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりである。

表

裏

9
cm

水防立入検査証

所属
職
氏名

年 月 日

水防管理者 印

6
cm

注 意

- 1 本書は、他人に貸与し、若しくは贈与し、又は勝手に訂正しないこと。
- 2 本書は、身分を失ったときは、直ちに発行者に返還すること。
- 3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。

第6章 公用負担等

第1節 公用負担

第1 公用負担

- 1 水防管理者又は消防団長が、水防のため緊急の必要があるときに法第28条の規定により行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりである。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - (3) 車両その他運搬具又は器具の使用
 - (4) 工作物その他障害物の処分
- 2 公用負担命令をするときは、別記第1号様式に定める公用負担命令書を交付して行うものとする。
- 3 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、又はこれらの者の命を受けた者は、別記第2号様式に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人からの請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 4 公用負担の権限を行使する者は、当該権限を行使する場合、別記第2号様式に定める証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

別記第1号様式（第38関係）

第 号
公 用 負 担 命 令 書
住 所 氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。
1 目的物
1 所在地
2 名称
3 種類
4 数量
2 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること。)
年 月 日
命令者 職 氏名 印

(日本工業規格A4版)

別記第2号様式（第38関係）

第	号
公 用 負 担 権 限 委 任 証	
住 所 職 名 氏 名	
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限 行使について委任したことを証明する。	
年	月 日
委任者	氏名 印

（縦9 cm、横6 cm）

第2 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第2節 公務災害補償

第1 公務災害補償

法第24条の規定により水防に従事したことによって、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

第7章 水防報告

第1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知支庁長に報告するものとする。

- (1) 消防団及び消防機関を出動させたとき。
- (2) ほかの水防管理団体に応援を要求したとき。
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき。

第2 水防活動実施報告書

水防管理者は、水防が終了したときは、速やかに記録を整理するとともに、次に定める様式による水防活動実施報告を翌月5日までに空知総合振興局長に2部提出するものとする。

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名

)

自 年 月
至 年 月

区 分	水防活動	使用資機材			備 考
	活動延人員	主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分 前 回 迄	人	円	円	円	
月 分					
小 計					
累 計					

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第8章 水防訓練

第1 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第35条に定めるところにより、毎年水防訓練を実施するものとする。

また、必要に応じ河川管理者に水防訓練及び水防技術講習会への参加を要請する。